



令和6年11月19日

日本税理士会連合会  
会長 太田 直樹 殿



全国青年税理士連盟  
会長 高橋 紀充  
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8  
代々木第 10 下田ビル 7F  
電話 03-3354-4162



## 税理士試験制度の見直しに向けての意見書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。貴会におかれましては、平素より当連盟の活動に深いご理解をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、令和4年税理士法改正においては、種々の項目の法改正が実現し、このうち、税理士試験の受験資格要件については、多様な人材の確保及び受験者数の減少に対処するため、会計学科目に対する受験資格要件の撤廃及び税法科目に対する受験資格要件の一部緩和が図られたことにより、その効果が認められました。

しかしながら、税理士試験制度をより良いものとするためには、不断の検証及び見直しを行うことが必要であることは言うまでもありません。当連盟では、職業専門家である税理士は税理士試験合格者を主体とすべきであり、税理士試験制度は税理士制度の根幹をなすと考えます。そこで、納税者の権利擁護の視点から、真に国民のための税理士制度の実現を目指して、税理士試験制度の改善についての議論を重ね、会員の様々な意見を基に検討を行いました。

ここにその検討の結果を表明し、貴会における税理士試験制度の発展に向けた議論に資するべく、意見書を提出致します。

## 1. 税理士試験の税法科目の受験資格要件を緩和すること

令和4年の税理士法改正により、税理士試験制度の見直しが行われ、会計学科目の受験資格要件の撤廃、税法科目の受験資格要件の緩和がなされた。その結果、会計学科目の受験者数が増加するなど、その効果は認められたものの、税法科目に関しては、現在においても、税理士法第5条に定める一定の受験資格が必要である。

そのため、高校生や社会科学に属する科目を履修していない者が会計学科目に合格しても、日商簿記1級に合格しないと税法科目を受験できない、などといった問題は存置されたままである。会計学科目に合格しても税法科目に進むことが出来ないという事態は避けるべきである。

したがって、税法科目の受験資格要件に会計学科目の合格を追加すべきである。

## 2. 税理士試験の模範解答並びに採点基準を明示すること

税理士試験については、国税庁より試験問題や出題のポイントが公表されている。そのことは勿論、意義のあることではあるが、模範解答や採点基準については明示されていない。

模範解答や採点基準が明示されていない現状では、受験者も自身の反省点や改善すべき部分などが判然としないため、その後の受験に活かせない状況が発生している。

また、採点などの公正性についても担保する必要がある、年によっては、回答する上で前提条件が不十分な問題も見受けられるため、そのような事態を減らす意味でも、模範解答や採点基準の明示が必要である。

恣意性を疑われる試験では、受験者数の増加は望むべくもないのは論を俟たず、そのことが税理士試験の受験者離れにつながり、ひいては、修士の学位による試験の科目の一部免除（いわゆる「院免」）や公認会計士への受験へと受験者が流出してしまうことが想定される。

税理士を志す者が安心して受験できるようにするためには、明確な基準を示して税理士試験の透明性と公正性を確保することにより、税理士試験への信頼性を向上させる必要がある。

したがって、税理士試験において、模範解答並びに採点基準を明示すべきである。

## 3. 税理士試験の税法科目に関する試験科目等を見直すこと

税理士試験のうち税法科目については、税理士法第6条第1項に定められている科目が試験科目とされている。税理士の使命は申告納税制度の理念に沿うことであるが、賦課課税方式である地方税法（住民税、事業税並びに固定資産税）や、特定の場面でしか用いられない

い酒税法や主に徴収機関が必要とする国税徴収法などの科目（上記5科目を総称して、以下「ミニ税法」と称する）もあり、会計学科目のほか、所得税法もしくは法人税法とミニ税法の組み合わせによる合格や、場合によっては修士の学位による試験の科目の一部免除を受けてミニ税法1科目のみの合格で税理士試験合格となる現状について、見直しを行う必要があると考える。

具体的には、我が国の税体系は所得課税、消費課税そして資産課税の3つを軸に構成されていることを踏まえ、税理士試験の税法科目についても、これに基づき再構築するのが良い。そして、税法科目に関する試験科目については、申告納税方式である所得税法、法人税法、消費税法並びに相続税法の4科目とし、これら4科目のうちから3科目の合格制とすべきである。

また、修士の学位による試験の科目の一部免除の場合には、所得税法又は法人税法については、免除の対象外とすべきである。